

特定粉じん排出等作業実施届出書作成ガイド

1. 対象者

対象：吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物等の特定工事（届出対象特定工事）の発注者又は自主施工者

2. 届出事項（詳細はガイドライン「12.2 特定粉じん排出等作業の実施の届出」を参照）

e-KAWASAKI によるオンライン申請が可能です。添付資料はアップロードできます。紙で提出する場合は以下の様式を利用し、添付資料と併せてご提出ください。

提出書類	内容
特定粉じん排出等作業実施届出書 (大気汚染防止法第18条の17第1項に基づく届出)	<p>① 届出者の氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者氏名</p> <p>② 届出対象特定工事の場所</p> <p>③ 工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名</p> <p>④ 作業の種類</p> <p>⑤ 実施の期間</p> <p>⑥ 特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積</p> <p>⑦ 作業の方法</p> <p>⑧ 法第18条の19ただし書きを適用する場合はその理由（※）</p> <p>※ 法第18条の19ただし書き 建築物等が倒壊するおそれがあるときなど、法第18条の19に規定する方法により特定建築材料を除去等することが技術上著しく困難な場合は、当該各号に定める方法により行うことを要しない。</p> <p>記載例は別紙1を参照してください。様式のパソコンからのダウンロード方法については、別紙2を参照してください。</p>
添付書類	内容

以下の資料を添付してください。

① 建築物等の概要、配置図及び付近の状況

- 作業場及び周辺がわかる付近見取図
- 作業場や周知掲示板の設置位置を記載した図面
- 除去した石綿含有廃棄物等の保管場所

② 特定建築材料使用状況図面

- 平面図、立面図により特定建築材料の使用箇所。主要寸法を記入する。

③ 養生図

- 平面図、立面図により作業場の隔離又は養生の状況。主要寸法を記入する。
- 前室及び掲示板の設置状況
- 集じん・排気装置の設置位置
- 集じん・排気装置の排気口の位置

④ 作業工程表

特定工事の工程を示したもので、仮設工事、機材の搬入、養生の設置、特定建築材料の除去等の作業、養生の撤去、片付け・清掃、機材の搬出、などの項目ごとに各作業の期間がわかるもの。

⑤ 施工要領

- 特定建築材料の除去・封じ込め・囲い込み等の作業の流れが具体的にわかるもの。
- 隔離養生及び前室の構造
- 負圧集じん装置の台数の算出根拠及び管理方法

⑥ **管理体制及び緊急連絡体制図**

施工体系図（測定会社、産廃管理会社含む）

※緊急連絡体制図には下記の川崎市連絡先の記載もお願いいたします。

川崎市連絡先： 環境局環境対策部環境対策推進課 TEL 044-200-2526
 （夜間・休日） 本庁舎守衛室 TEL 044-200-3525

⑦ **掲示板の内容**

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ及び事前調査の結果など。

⑧ **使用機材の一覧表**

使用機材の一覧表など。

⑨ **産業廃棄物収集運搬・処理委託契約書の写し**

届出日に未契約の場合は、契約完了後に参考資料として提出してください。

⑩ **収集運搬業及び処分業許可証の写し**

⑪ **住民周知計画(事前調査結果報告を行わない場合のみ)**

周知範囲を示した地図、周知時期。配布資料がある場合はその写し

なお、条例の濃度測定義務の対象（特定建築材料の使用面積が合計 50m² 以上）となる場合には、条例に基づく石綿濃度測定計画届出書（第 25 号様式の 4）が必要です。

3. 届出期限

以下の例を参考に、特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに、条例に基づく届出書と併せて提出してください。

<届出期限の例>（中 14 日で数えます。）

								届出期限（例 2）
日	月	火	水	木	金	土		
		1	2	3	4	5		
6	7	8	9	10	11	12		
13	14	15	16	17	18	19		
20	21	22	23	24	25	26		
27	28	29	30	31				

届出期限（例） → 14日

作業開始日（例 2） → 28日

作業開始日（例 1） → 29日

なお、届出期限が市役所の休日にあたる場合は、その休日の前日を届出期限とします。
 （例 1：上記のカレンダーで作業開始日が 29 日の場合は、14 日が届出期限になります。）
 （例 2：上記のカレンダーで作業開始日が 28 日の場合は、11 日が届出期限になります。）

提出・連絡先

オンライン申請する場合は、e-KAWASAKI をご利用ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/3fb1b4c3-218f-4ed4-b788-0d651a21502a/start>



紙で届出する場合は、正本に写しを添えて計 2 通提出してください。

川崎市役所 本庁舎 20F 環境局環境対策部環境対策推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1

電話：044-200-2526

FAX：044-200-3921

メール：30suisin@city.kawasaki.jp

様式第3の5

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

川崎市長殿

**届出者は工事の発注者又は自主施工者です
元請業者ではありません。**

郵便番号

住所

氏名

株式会社〇〇 〇〇支店長 〇〇〇〇

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	(届出対象特定工事の名称)		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	(元請業者を記入する。下請業者に委託している場合でも、元請業者を記入する。)		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号	
	至 年 月 日	※受理年月日	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要 建築物(耐火・準耐火・その他)延べ面積 m ² (階建) その他工作物	※備考	
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	(元請業者の現場責任者及び連絡先を記入する。) 電話番号	
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		

- 備考
- 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
 - 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものではないときは、その理由	
集じん・排気装置	機種・型式・設置数 (工区毎に記入する。)
	排気能力 (m ³ /min) (1時間当たり換気回数 回) (複数ある場合は各々記入する。)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)
使用する資材及びその種類	(下記の備考2のとおり記入する。)
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	(下記の備考3のとおり記入する。)

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

◎届出様式の場所

川崎市 アスベスト 届出様式

検索

上記で直接検索頂くか、次の要領で検索してください。

1. 川崎市ホームページ (<https://www.city.kawasaki.jp/index.html>)

検索窓に「アスベスト 届出様式」と入力し、検索してください。



2. 「【アスベスト関係】届出様式、届出書作成ガイド及び必要な掲示板」をクリックしてください。



3. ワード形式でダウンロードしてください。



<参考> <http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000016948.html>